

随意契約結果(物品等)

第2四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	韮公園複合遊具修繕	設備修繕	(株) コトブキ	1,983,300	7月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	駐車場共通回数券印刷	08特殊印刷	アマノ(株)	1,795,200	7月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	平野下水処理場汚泥溶融炉脱硝加熱炉用バーナー修繕(緊急)	設備修繕	日揮(株)	1,430,000	7月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	G3及びG23	-
4	令和5年度 水質試験所ガスクロマトグラフ質量分析装置修繕	備品修繕	島津サイエンス西日本(株)	1,456,620	8月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	銅座公園ほか5公園遊具修繕	設備修繕	(株) ニシオカ	1,899,480	8月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	寺山公園ほか3公園遊具修繕	設備修繕	(株) コトブキ	1,696,200	8月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	小松公園ほか27公園児童用ブランコ修繕	設備修繕	(株) コトブキ	1,859,000	8月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	津守工営所分室擁壁落下防止ネットほか1か所修繕(緊急)	設備修繕	廣野建設(株)	1,812,800	8月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G23	-
9	平野工営所空調設備修繕(その2)(緊急)	設備修繕	日立グローバルライフソリューションズ(株)	1,326,006	8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	G3及びG23	-
10	杭全公園ほか7公園遊具修繕	設備修繕	(株) コトブキ	1,966,800	9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約結果(物品等)

第2四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	西部方面管理事務所機械棟消防設備修繕(緊急)	設備修繕	(株)ヨシテック	1,690,800	9月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び6号	G23及びG33	-
12	波除公園グラウンドフェンス入口修繕(緊急)	設備修繕	清水建材(株)	1,351,900	9月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G 2 3	-

随意契約理由書

1 修繕名称

韮公園複合遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、韮公園に設置している複合遊具スライダー一部の滑り面の表面の一部が経年劣化により損耗していることが判明したため、今後も来園者に対し、継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所
大阪城公園事務所

2

随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 道路河川部 調整課

随意契約理由書

- 1 修繕名称 平野下水処理場汚泥溶融炉脱硝加熱炉用バーナー修繕(緊急)
- 2 契約相手方 日揮(株)
- 3 随意契約理由 現在、平野下水処理場汚泥溶融炉内において排気ガスより窒素酸化物を取り除く脱硝装置の加熱炉用バーナーが作動不良となっている。当該装置が正常に機能しない状態は有害物質である窒素酸化物を取り除くことができず、市民生活に支障をきたすおそれがあるので、緊急に修繕を行う必要がある。
本設備は日揮(株)が設計製作したもので、脱硝装置の加熱炉用バーナー修繕にあたっては製作当初の設計に基づき製作時と同一の手法を用いて復旧させ、従前と同等の性能を発揮させなければならない。
また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本修繕は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号により、直ちに修繕に着手できる上記業者に随意契約方依頼するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課

随意契約理由書

1. 修繕名称：令和5年度 水質試験所ガスクロマトグラフ質量分析装置修繕

2. 契約相手方：島津サイエンス西日本株式会社 大阪支店

3. 随意契約理由

水質試験所では、下水道法第21条に基づき、下水処理場放流水に含まれる有害物質を定期的に測定している。

今般、有害物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の測定に用いるガスクロマトグラフ質量分析装置において、内部の部品劣化による不具合が生じ、能力が低下していることが判明した。現状のままではVOCの測定が滞り、法令を遵守できなくなる恐れがあることから、修繕の必要がある。

上記業者は製造元である株式会社島津製作所の保守サービスを受け持つ唯一の事業者であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

下水道部施設管理課 水質試験所

5

随意契約理由書

1 修繕名称

銅座公園ほか5公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社ニシオカ

3 随意契約理由

本件は、銅座公園・玉造公園・本田公園・愛染公園の2連ブランコ、松島公園の幼児用ブランコ、玉造公園の児童用滑り台、土佐公園の複合遊具について修繕を行うものである。

銅座公園・玉造公園・本田公園・稲荷町公園・愛染公園については、2連ブランコの座板腐朽及び取付け金具の摩耗、松島公園については幼児用ブランコの座板腐朽及び取付け金具の摩耗、玉造公園については児童用滑り台の側板部に溶接はがれ、土佐公園については複合遊具の○×パネルが破損しているため、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所

大阪城公園事務所

6

随意契約理由書

1 修繕名称

寺山公園ほか3公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、寺山公園、南大江公園、中大江公園、浪速公園の遊具について修繕を行うものである。

寺山公園、南大江公園、中大江公園については、2連ブランコの座板腐朽及び取付け金具が摩耗しており、寺山公園については幼児用ブランコのバケット腐朽及び取付け金具も摩耗している状況である。

また、浪速公園は複合遊具滑り部分のパネルの破損が見られ、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所

大阪城公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

小松公園ほか27公園児童用ブランコ修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は小松公園・松山公園・北江口公園・南江口北公園・南江口公園・東大道公園・能条東公園・菅原東公園・菅原公園・菅原天満宮公園・東淡路町公園・新駅2号公園・西淡路公園・日之出南公園・新北野公園・塚本公園・田川東公園・野中北公園・新高公園・三国西公園・歌島公園・千舟公園・姫之里公園・花川公園・中島公園・大和田北公園・出来島第一公園・中島東公園に設置されている児童用ブランコの修繕を行うものである。

現在、新高公園に設置されている児童用ブランコの吊部材ナットが緩み危険な状態であったことから、新高公園および同様の児童用ブランコが設置されているほか27箇所の公園において再発防止のため修繕を行う必要がある。また、28箇所の公園のうち、塚本公園・新高公園・松山公園に設置されている児童用ブランコは経年劣化の影響によるチェーンの摩擦が判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

随意契約理由書

1. 修繕名称

津守工営所分室擁壁落下防止ネットほか1か所修繕(緊急)

2. 契約の相手方

廣野建設株式会社

3. 随意契約理由

本修繕は、津守工営所分室の剥離した擁壁の落下を防止するネット剥がれ及び階段転落防止パネル破損等のため修繕するものである。

当工営所では道路の維持管理に必要な多くの資材を保管しており、緊急の道路上の障害物除去や緊急道路清掃または緊急の道路陥没やアスファルト工事などの市民要望に対して直営作業で対応している。現在、擁壁は剥離した箇所が多く危険な状態であり、擁壁が落下した場合は人災につながる事はもちろん擁壁が資材倉庫を塞ぎ資材及び装具が搬出できなくなると、緊急時や災害時の市民要望に対し迅速な対応ができず市民の安全を守ることができないため緊急に修繕を行う必要がある。また転落防止パネルについても、職員の転落事故を防ぐ安全衛生の観点から緊急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築工事一式での登録を有し、かつ資材調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

建設局西部方面管理事務所 管理課

9

随意契約理由書

1 修繕名称

平野工営所空調設備修繕（緊急）

2 契約相手方

日立グローバルライフソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本件は、当工営所に設置している空調設備において、冷房が正常に動作しておらず冷風が出ていない状況にあるため修繕を行うものである。

当該設備は工営所内全館の温度を調整するためのものであり、空調が正常に作動しない状態では、温度が上昇し、室温が高温となっている状況である。

当工営所には市民の方が申請手続きや相談のために窓口へ来庁されるが、故障箇所は来庁者窓口周辺であるため、冷房が正常に作動しない状況では利用者が熱中症になるおそれがあり、安全面において早急に環境を回復する必要があるため、修繕を行うものである。

なお、本設備については、上記業者が製造したものであり、取扱い部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号及び第5号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 平野工営所

随意契約理由書

1 修繕名称

杭全公園ほか7公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、杭全公園に設置されている複合遊具のチューブスライダの亀裂、加美正北ふれあい公園の複合遊具のデッキ部カバーの腐食、長吉東部中央公園の幼児用ブランコのバケットの交換、瓜破第一公園の複合遊具滑り台裏の底板部剥離、平野西公園の複合遊具ぐるぐるパネルの部品交換、加美北公園のスイング遊具ストッパーゴムの交換、長吉公園の児童用ブランコ吊り金具の交換、山之内北公園、複合遊具の滑り台裏面の防音シートの張替えが必要であり、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

随意契約理由書

1 契約名称

西部方面管理事務所機械棟消防設備修繕（緊急）

2 契約の相手方

株式会社ヨシテック

3 随意契約理由

本件は「市設建築物整備保全（保守点検等包括管理）業務委託長期継続」において点検を行った結果、当方面事務所に設置している消防設備について、避難口誘導灯不良等が判明したため修繕を行うものである。本設備の避難誘導器具等が正常に設置されていない場合は消防法に抵触する恐れがあるだけでなく、火災発生時において来庁された市民の安全を確保できないため早急に修繕の必要がある。

株式会社ヨシテックは現在、「市設建築物整備保全（保守点検等包括管理）業務委託長期継続」を受託している株式会社ザイマックス関西から消防用設備点検について再委託されていることから、機械棟等の消防設備について熟知し、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能で、かつ施工に必要な入札参加資格を有しているため、改めて受注者を選定するよりも本修繕に迅速に対応できることから随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号及び6号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 管理課

6 関連する業務委託

案件名称 「市設建築物整備保全（保守点検等包括管理）業務委託長期継続」

履行期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

随意契約理由書

1 修繕名称

波除公園グラウンドフェンス入口修繕（緊急）

2 契約相手方

清水建材株式会社

3 随意契約理由

本件は、波除公園グラウンドに設置しているフェンスの柱が老朽化しているため修繕を行うものである。

本グラウンドフェンス入口柱については有料グラウンド内に設置されており、現在の状態を長期間放置すると倒壊の危険性があり安心安全な施設の提供ができないため緊急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において、フェンス工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所